

社会福祉 あきた

NO.
321
2012.3.31



【写真】
3月11日、東日本大震災による犠牲者の供養と、復興を祈願しました。
(岩手県大船渡市三陸町)

特集

P2 雇用改善に向け 福祉保健人材 確保事業を強化

P5 あれから1年…東日本大震災におけるボランティア活動

P8 平成24年度 秋田県社会福祉協議会重点事業及び予算

P10 福祉サービス第三者評価の受審料を減額しました！

P12 皆様の善意



ふれあいネットワーク

社会福祉法人 **秋田県社会福祉協議会**
<http://www.akitakenshakyō.or.jp>

特集

雇用改善に向け福祉保健人材確保事業を強化
 ～平成21～23年度までの求人開拓・雇用推進の取り組み～

平成19年、いわゆるリーマンショックに端を発した世界金融危機を受けて、わが国でも雇用情勢が急速に悪化しました。政府は、平成20年度第2次補正予算から平成21年度補正予算において、雇用確保対策として様々な福祉・人材確保予算を打ち出しました。

本県では、平成21年度から国の交付金を財源とした基金を創設し、秋田県社会福祉協議会（以下「県社協」）が県からの委託を受け、平成23年度までの3年間、「福祉人材等求人開拓事業」をはじめとする「緊急雇用対策事業」を実施してきました。

☆福祉人材等求人開拓事業

福祉人材等求人開拓事業（以下「求人開拓事業」）は、平成21年度からスタートし、県社協に就労

コーディネーター3名、大館市と横手市に就労サポーターを各1名配置し、福祉保健事業所（以下「事業所」）の求人開拓を推進することを目的としました。

具体的には、事業所の訪問を通

（表1）事業所登録数の推移

	21年度	22年度	23年度	合計
中央地区	58 40.8%	44 46.3%	37 54.4%	139 45.6%
県北地区	45 31.7%	25 26.3%	11 16.2%	81 26.6%
県南地区	39 27.5%	26 27.4%	20 29.4%	85 27.9%
合計	142	95	68	305

（表2）求人数の推移

	21年度	22年度	23年度	合計
中央地区	650 58.2%	1,607 59.5%	1,624 62.0%	3,881 60.3%
県北地区	283 25.4%	507 18.8%	353 13.5%	1,143 17.8%
県南地区	182 16.3%	585 21.7%	642 24.5%	1,409 21.9%
合計	1,115	2,699	2,619	6,433

して福祉保健人材センター（以下「人材センター」）への事業所登録と求人登録を促し、求人数の確保に努めました。

事業開始からの3年間で、県内約5,600事業所を訪問し、新たに305事業所が求人事業所として登録しました。

また、求人数は3年間で6,433人となり、求人開拓事業として大きな成果をあげました。

（表1・表2参照）

☆福祉人材マッチング支援事業

福祉人材マッチング支援事業（以下「マッチング事業」）は、平成22年度にスタートし、平成23年度までの2年間実施しました。

この事業は、県社協にキャリア支援専門員を1名配置し、それぞれの求職者に合った職場開拓を行うことと、新規就業者や従事者が働きやすい職場づくりを支援し、福祉人材の定着を図ることを目的としました。

平成22年度は、訪問相談事業として社会保険労務士とキャリア支援専門員が県内35事業所を訪問し、就業規則の整備状況や適法性等についてアドバイスしたり、労働環境に関する相談に応じました。

また、県内ハローワークに出向いて出張相談窓口（「福祉のお仕事」相談コーナー）を設置し、求職者に対する個別相談を行いました。

平成23年度には、社会保険労務士を2名増やし、新たに中小企業診断士5名をアドバイザーに加え

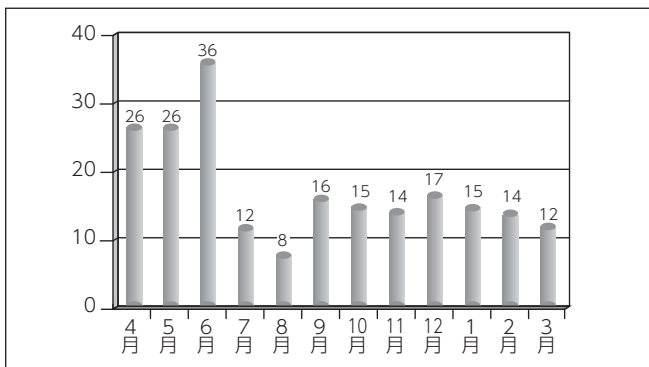
(表3) 平成23年度にキャリア支援専門員が受け付けた相談区分及び相談方法

【相談区分】(重複)		【相談方法】(件)	
求職	109	来談	0
資格	114	電話	5
仕事ガイド	63	フェア等	2
その他	16	ハローワーク窓口	204

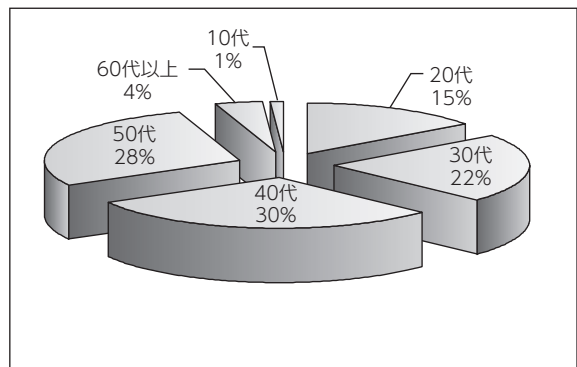
て事業を強化しました。特に出張相談を積極的にを行い、県内4カ所のハローワークでは延べ204件の相談が寄せられました。(表3、図1・2参照)

なお、訪問相談については、他団体による労働関係や就業規則に関する研修会等が継続的に行われていたこともあり、訪問相談を希望する事業所は減少したものの、労働環境の改善と福祉職への就労促進に努めたことにより、一定の成果が得られました。

(図2) 平成23年度にキャリア支援専門員が受け付けた月別相談件数



(図1) 平成23年度にキャリア支援専門員が受け付けた相談の年齢区分



※ 計211件の相談受付のうちハローワークでの相談204件

対象者は、雇用保険の受給者及び雇用保険の受給期間が終了してもなお失業中の方で、かつ介護職員基礎研修または訪問介護員養成研修を修了し、介護業務の実務経験が原則として1年未満の方です。事業の特徴は、離職者を介護従事者として就業につなげていることで、単に求人情報を提供するだけでなく、求職者の抱えている悩みなどにも個別に答え、職歴や適性など総合的に判断しながら受け入れ事業所と交渉にあたり、実務訓練に結びつけている点です。(表4参照)

介護職へのキャリア転換就労支援事業(以下「キャリア転換事業」)は、平成20年度末から、県の緊急雇用対策事業としてスタートしました。この事業は、失業者を対象として、介護施設や介護事業所で就労訓練を行いながら介護人材の確保と育成を図ることを目的としました。

☆ 介護職へのキャリア転換
就労支援事業

(表4) キャリア転換事業における就業状況

	平成21年	平成22年	平成23年	計
実務訓練希望登録人数	74	51	47	172
実務訓練実施者数	47	43	44	134
継続して就業につながった人数	35	30	36	101

※ 継続して就業につながった者の割合は、3カ年合計で約75%。

失業している方が対象であるため、本来であれば生活保護等生活扶助に結び付くようなケースでも、就労につなげるという効果もあります。しかし、実務訓練終了後の就労が確約できないことが課題であるため、人材センターとの連携を強化し、確実に就労に結び付け、定着を図っていくことが求められています。

☆緊急雇用対策事業の成果と今後

◆求人動向の推移

秋田労働局で毎月集計している「求人・求職バランスシート」によると、平成19年のいわゆる「世界金融危機」以降の本県の有効求人倍率は、平成21年3月時点で0.3倍と最も低く、介護関係についても0.5倍と本県の求人状況にも影響が現れていることがうかがえます。(表5参照)



(表5) 平成19年から平成24年までの各月の秋田県の有効求人倍率 (秋田労働局の統計)

	H19.3	H20.3	H21.3	H22.3	H23.3	H24.2
有効求人倍率 (全職種)	0.63	0.60	0.30	0.39	0.50	0.65
介護関係 有効求人倍率	0.80	1.04	0.56	0.63	1.13	1.22

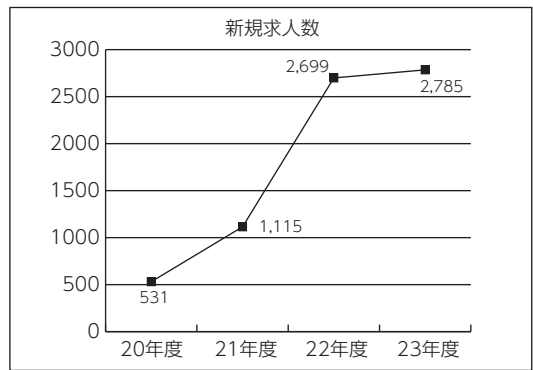
※平成24年は2月の数値が最新

◆求人数と採用者数の増加にみる 緊急雇用対策事業の成果

本県における「緊急雇用対策」の成果として、次の点があげられます。

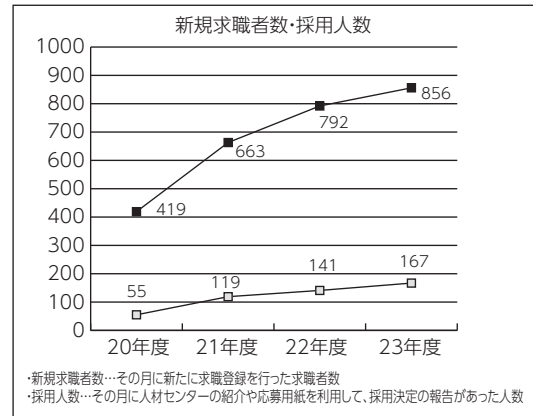
1点目は、就労コーディネートターが事業所を訪問しての求人開拓が効果を上げ、新規求人数が増加したことです。(図3参照)

(図3) 新規求人数の推移



※県社協人材センターの統計

(図4) 新規求職者数・採用人数の推移



※県社協人材センターの統計

◆今後の展望

3年間の緊急雇用対策事業を通して、事業所訪問を通じた求人開拓をどう増やしていくか、一方で福祉の職場に就こうとしている方々への求人等の情報をどのように伝え、そして福祉の仕事に就いてもらうか大きなポイントであることが明らかになりました。

県社協では、この成果を踏まえ引き続き求人開拓に取り組むとともに、関係機関と密接に連携し、福祉就労希望者に対する的確な情報提供を行いながら、より一層の採用者数の増加とその定着に努めていきます。

『あれから1年…東日本大震災におけるボランティア活動』
平成23年度 災害ボランティア活動実践フォーラムから

東日本大震災から1年が経過したことを機に、これまでの被災地支援活動を振り返り、本県における災害発生時に求められる活動のあり方等を考察するため、3月21日に災害ボランティア活動実践フォーラムを開催しました。

これまでの活動を振り返って
～大船渡のいま～

大船渡市社会福祉協議会
復興ボランティアセンター
チーフコーディネーター
伊藤 勉 氏



大船渡市社会福祉協議会（以下「社協」）は、市保健福祉課からの要請により、3月12日に災害ボランティアアセンター（以下「VC」）を設置しました。VCの立ち上げにあたり、災害対応マニュアルが作成途中だった

こともあり、職員配置やVCに関する資料、方向性などが職員間で十分に共通認識できなかったことに苦労したほか、発災直後は支援物資など避難所の対応が重視されるため、VCの運営方法や方向性などを災害対策本部や市保健福祉課に汲み取ってもらうまでに時間を要しました。

VC立ち上げ初期の頃は市内のボランティアが中心で、その7割は学生でしたが、地元にもこのような思いを持つ学生がいるということがVCを勇気づけてくれました。4月からは県外ボランティアを受け入れ、5月には1日あたり350名を受け入れました。11月からはニーズ減少に伴い、受入れ人数を制限させていただき、現在は金曜日・日曜日の週末のみ受け入れています。これまでのボランティア受け入れ人数は、2月末時点で累計27,718人となっています。今後の活動内容は、仮設住宅の引っ越しなどに変わってくると思われま

す。発災直後は民生委員と社協職員が活動先まで必ず付き添ったほか、民生委員にはボランティアが必要な世帯や対象者をまとめてもらいました。時間のかかる作業ですが、最初に地域との信頼関係をつくるのが大事だと感じました。

ボランティアの活動内容は、時期によって変わってきます。発災初期は屋内の家財道具の運び出しが個人宅のニーズになると思いますが、それから多くの物資が全国から送られてきますので、それを仕分けし、運搬する活動が市内5、6か所の体育館で行われました。ほかに避難所内の掃除や炊き出しなどとなります。中期には家屋内の泥出しや道路の側溝に詰まっている土砂のかき出し、ガレキ拾い、家屋の解体などとなります。後期は仮設住宅への引っ越し、写真洗浄・返却などです。写真洗浄・返却は今でもやっていますが、これまで累計15万枚くらい返却しています。送迎ボランティアを受け入れるにあたっては、地元タクシー業者の営業妨害にもなりかねないため配慮が必要です。

ました。

2つめは、大工ボランティアです。素人が行うのと大工がやる作業では住民の反応が違い、建物の解体や仮設住宅での簡単な大工作業の際にもとても重宝します。

3つ目は、地元の方でリーダー的存在の方です。これは特に必要だと思えます。ボランティアをまとめてくれるなど効率がよく、やはり地元で長期間活動しているの



今年3月11日の大船渡市内

震災直後の大船渡市内

現在、大船渡には37区角1、775世帯の仮設住宅が建っています。そして、そこには仮設住宅を回って困りごとや必要な物資がないか等のニーズ把握やサロンを開催する23名の生活支援相談員（以下「相談員」）が配置されています。相談員の役割は、仮設住宅だけではなく、みなし仮設（仮設に入らずにアパートを借りた方々）への支援も行っています。このほか大船渡には、仮設に常駐して住民の相談に応じたり、気になるお宅の確認などを行う支援員もいます。このほかにも民生委員が関わっているところもあるものの、相談員と支援員がいるため、どのように仮設に関わっていくべきかと混乱している方も多く、その方向付けを行うのも今後の社会福祉協議会の大事な役割だと思っています。



東日本大震災から1年が経過して色々変わりつつあり、被災した方々はもちろんボランティアやV.C.の状況もかなり変わっています。現在はだいぶニーズも減少し、多くのボランティアが必要な状況ではありません。しかし、またいつボランティアが必要になる時がくるかもしれません。その時には是非ご協力をいただきたいと思っています。

東日本大震災におけるボランティア活動の考察

にいがた災害ボランティアセンターネットワーク
事務局長

李 仁 鉄 氏



東日本大震災は、ボランティアや復興という一つのキーワードだけでなく、様々なものを私たちに

突き付けていると思います。個人の価値観、例えば「豊かさ」とはどういうことか、家族や地域のあり方、市民活動のあり方、エネルギーに関してはどういう一文字に「絆」が選ばれました。災害で生まれた絆もありますが、おそらく普段の暮らしの中で少しずつ見えなくなっていた、もしくは意識しなくても暮らせるようになっていたことを思い起こさせてくれたと思います。だとしたら今後起きるかもしれない大災害、高齢化や過疎化の進行、経済力が低下していく中で、私たちはどう暮らし、「豊かさ」を考えていくのでしょうか。被災した人にとっては悲しん

でもらうよりも、それを教訓として受け止めて、同じ失敗や苦しみを感じないように、災害が起きてもあなたの方のおかげで私たちの地域は大丈夫だったと言ってもらえる方が嬉しいことではないかと感じています。

これからの地域防災と災害ボランティアについてですが、ボランティアバスという仕組みがありました。私は一つ心配しているのですが、災害が起きたらバスを出せばいいという単純な思考になっていないかということです。ボランティアバスに相性がいいのは水害です。泥が乾くまで、衛生状態が悪化するまでに人をたくさん入れて泥をかき出す、掃除をするという同じような活動をやらなくてはいけないのが水害の特徴です。しかし、直下型地震は被害が個別になり、そこに大量の人を投入して同じ仕事をするとはいえないはずです。地域性と個別性です。そういう背景や理由を理解せずに、東日本大震災ではバスを出したという結果だけを私たちが次の世代や他の地域に伝えてしまうと、ボランティアバスがそぐわない災害にもバスを出せばいいという、現地のニーズや被災された方の声を無視して、支援する側の押し付けになってしまわないでしょうか。今回のボランティアバスは日本全国で努力し頑張ったので比較的うまく



仮設の「おおふなと 夢 商店街」ができました。

くいつたのだと思います。この成功体験が危ないのです。私たちは失敗から学べますが、1回成功したことを違うかもしれないと疑い、客観的に見るということもボランティアには必要ではないでしょうか。炊き出しでも足湯でも同じだし、傾聴でもそうです。私たちは、一人ひとりが今被災地に何が求められるか考えるべきです。

そして東日本大震災で出てきているのが支援物資の弊害です。被災地の方からは、自立に向かわないため、もう物の支援はやめてほしいとの声が聞かれます。子供たちも含め町全体の雰囲気、外から人が来る「物」を貰える「物」と



「大船渡市復興ボランティアセンター」
3月11日にも多くのボランティアが駆け付けました。

なっています。そう思っただけで子ども達が大きくなった地域はどうなるでしょうか。私たちのボランティア活動というのは意外に影響力があるということを知ることがあります。炊き出しなど外から応援に来てくれることによって勇気づけられ、交流・会話が生まれると住民の方は喜んでいきます。ただし10円でも100円でもいいから有償にするやり方でない、必要がないのに幾つも持って行く人が必ず出てきます。本当に必要な物を必要な方に届ける仕組みが必要で、それは被災した方からの声として上がっています。私たちは自立しなければいけないと、地域の将来を必死に考えようと変化が起きてい

るのだと思います。海外のNGOでは「魚をあげる支援」ではなく「釣り竿をあげる支援」という言い方をします。もっと言えば「釣り竿の作り方を教える支援」です。もしかしたらその道具すら自分たちで生み出せるような支援です。外の人間が地域を支えるのではなく、地域の方にどうやって地域を支えていただくかです。

いつ、どこで起きてもおかしくない災害に対し、一つは命をどうやって守るかです。民生委員や自治会長、自主防災組織、公的な支援、そして地域で、まずは命を失わせないことを必死で考える必要があると思います。

もう一つは、ボランティアの立場で言えば、命を守ることに加えて暮らしを支えることです。例えば今仮設住宅の暮らしの中の孤独死の問題や、アルコールの問題など精神面での萎縮です。家族・仕事・地域・馴染んだ風景を失うなど様々な喪失体験の中で、それを癒すためにアルコールに手が伸びる方もいます。私たちの支援は、なぜその人がアルコールに手を伸ばさざるを得ないのか、そしてそれをやめられないのかということを考えなければなりません。もしかしたら地域の絆が希薄になつていたり、家族がいることで発生しなかつた寂しさが強く襲っているのかもしれない。

めにボランティアとしてできること、医療機関につながらなければいけないことを考えます。

ボランティア活動や地域での防災活動を考えるとき、目に見えない被害に対して私たちはどう向き合うかを考えなければなりません。被災した方一人ひとりが声に出せるわけはありません。言いたいけど言えずに遠慮したり、自分のことは自分で、人様に迷惑をかけたくないという思いがある時に、地域の中で困っている方や困りごとをキャッチすることも必要です。

ただ、精神論ではだめだと思えます。「絆が大事です。地域をよくしましょう。」と誰でも賛成しますが、具体的にどういうことでしょうか。理念に留めずに具体的にどういうことができるかを自分の中で考えてみてください。

3年後、10年後に今と同じように災害に向き合っているでしょうか。災害はいつ起きるか分かりませんが、その時に備えて準備するということは続ける必要があるのです。東日本大震災を風化させないためには、誰か特定の人が話し続けるのではなく、皆が続けていくよう工夫することが絶対的に必要です。

世代を超えて私たちの子どもや孫、これから生まれてくる世代に、あの時何があったのか、そして大

人たちが何に悩み、何に感動し、何に涙したのか、そうしたことを伝えていかなければ、また同じ被害がでるかもしれません。現地に行つて力仕事をするだけでなく、地域の中で伝えていくこと、家庭や友達同士でも、それが地域の中で知恵として伝わるようなボランティアの取り組みがあつてもいいのではと思います。それらはすべて平時の取り組みで、起きた後の取り組みではありません。

最後に、「災害に強い地域にするために何かをする」だけでは続かないと思っています。そうではなく町内会や民生委員の活動、社協の地域福祉活動、NPOのテーマごとの活動、行政の施行など普段の活動を通じて考えていくことが、結局は災害に強い、障害があつても暮らしやすい、高齢になつても自分らしく住み続けられる、そんな地域が災害時にも強みを発揮できるのだと感じています。そういう意味で、普段から暮らしやすい街づくりが災害にも強くなつていくのではないのでしょうか。

都市部と周辺の田園地域、マンションが多くある町内会と一戸建てが多い町内会とではやり方が違います。沿岸部と山間部では想定される災害も違うでしょう。自分の地域を今一度見つめ直し、災害にも強い地域、秋田になるきっかけとなれば嬉しいです。

平成24年度 秋田県社会福祉協議会 重点事業及び予算

本県の社会的状況は、先の国勢調査で人口が108万5,997人となり、昨年10月1日現在の高齢化率は、29・6%で全国一の高齢県となりました。また、少子化にも歯止めがからわず、過疎化・核家族化が進んでいます。

こうしたなか、昨年3月に東日本を襲った大震災は、東北・太平洋沿岸地域に未曾有の被害をもたらした。原発事故による電力供給不足や放射能汚染は、日本社会の根底を揺るがす大きな問題となっております。

本県では、行政を中心に災害を想定した防災減災計画を策定していますが、災害時の避難や被災後の対応について再度見直しが必要となつていくとともに、公的には対応しきれない、制度の間にある、制度外の生活福祉課題を地域で解決していく仕組みづくりも引き続き求められています。

本会では、こうした情勢を踏まえながら、本会の地域福祉活動計画「あきたの幸せ・発展プラン」に基づき、次の5つの基本方針に沿って、全県的な地域福祉推進に積極的に取り組めます。

基本方針1

県民総参加で支えあう 福祉でまちづくり

地域の住民参加による、誰もが安全に、安心して暮らせる「福祉でまちづくり」の実現に向け、地域福祉推進のキーパーソンとなるコミュニティソーシャルワーカーの地域福祉実践力の向上に努め、トータルケア推進事業の発展強化を図りつつ、「地域包括ケアシステムの体制づくり」と連携・協働した取り組みをめざします。

また、小地域ネットワークや「ふれあいいきいきサロン」の開設など、地域住民の生活に密着した活動状況の把握とともに、モデル町内会・自治会（区）における支え合いの実践を評価しながら強化発展に取り組めます。

東日本大震災の課題を踏まえ、各地域における被災者、特に災害弱者に向けて、市町村社協の災害ボランティアセンター（災害VC）設置運営マニュアルの作成に向けたガイドラインを示すとともに、災害ボランティア実践研修会を開

催し、災害時に活動する地域ボランティアの育成を進めます。なお、市町村社協の新任職員や介護保険事業等職員を対象とした研修では、共同募金運動改革と連動した地域福祉の拡充なども主眼に、地域福祉推進の中核となる人材育成に取り組めます。

さらに、民生委員児童委員協議会が進める「災害時一人も見逃さない運動」や行政と連携・協働した大規模災害時の支援体制の構築、災害ボランティアコーディネートネーターの養成・確保に取り組めます。

【重点事業】
○コミュニティソーシャルワーカースキルアップ研修の実施
○市町村社協職員基礎研修の実施
○町内会・自治会（区）福祉推進モデル（新規3地区指定）事業の実施
○災害VC設置運営マニュアル作成に向けたガイドラインの策定

県民が抱える多様な生活福祉課題の解決方策や県全体の地域福祉の発展方向及び国の制度改革等を踏まえ、関係機関や団体と協働し、共通理解を図りながら引き続き研究協議を進めます。

基本方針2

新たな生活福祉課題の 解決に向けた協働体制づくり

また、地域や被災施設利用者の緊急避難として役割が期待されている社会福祉施設の対応策や手順など災害支援ネットワークのあり方と、法人後見の可能性や市民後見人の確保を含めた成年後見制度の活用推進に関する調査・研究を行い具体的な政策提言につなげていきます。

一方、県民の社会福祉に関する理解と関心を高めるため、本会設立60周年記念社会福祉大会の開催をはじめ、昨年度リニューアルしたホームページや広報、会員向けメールマガジンの内容充実に努め、情報提供機能の強化を図ります。

【重点事業】
○地域福祉推進委員会活動の強化
○社会福祉施設における災害支援ネットワークのあり方研究
○成年後見制度等のあり方研究
○60周年記念社会福祉大会の開催

基本方針3

福祉サービス利用者の保護・ 相談支援体制の強化

認知症の高齢者・知的障害・精神障害など判断能力が不十分な方の日常的な金銭管理や福祉サービスの利用を援助する「日常生活自立支援事業」では、基幹的社協への専門員増員により体制強化を図るとともに、さらなる利用促進に努

めながら、個人の尊厳の確保と権利擁護を目指します。

一方、福祉サービス利用者の利益の保護、福祉サービスの質の向上をめざす「運営適正化委員会」では、的確な助言や相談対応に努めるとともに、日常生活自立支援事業の適正な運営に向けた指導・助言機能の強化を図ります。

さらに、厳しい経済・雇用情勢を背景に生活困窮者が増すなか、「生活福祉資金貸付事業」は第2のセーフティネットの役割が期待されているため、相談支援体制の充実と適正な債権管理に努め、要援護世帯への資金貸付けを通じた自立生活の支援に取り組めます。

【重点事業】

- 日常生活自立支援事業推進体制の強化による権利擁護の充実
- 生活福祉資金（総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金）及び臨時特例つなぎ資金の貸付

基本方針4

社会福祉経営の基盤強化と福祉サービスの質の向上

福祉事業従事者の資質向上・専門性の確保に向けた階層別・段階別研修をはじめ、認知症関連研修や介護福祉士等資格取得をめざした研修実施のほか、社会福祉施設・事業所への継続的・安定的経営基

盤の確立をめざします。

また、新たな「福祉人材確保支援事業」で積極的に求人開拓に取り組むとともに、社会保険労務士等専門家による労働環境改善に向けた助言・指導により福祉従事者の安定確保と就労の定着化促進を図ります。

さらに、「介護職へのキャリア転換就労支援事業」により、離職等に対する介護事業所での実務訓練による就労支援と、事業所の求人確保に引き続き取り組みます。

一方、福祉サービスを安心して利用するためのサービスの質の確保・向上については、「介護サービス情報の公表事業」の仕組みが変わり、本県では指定情報公表センタ―に調査機能が一元化されるため調査機関としての役割は終えましたが、今後は「第三者評価事業」に力を傾注し、一層、利用者本位のサービスの質の向上を目指します。

【重点事業】

- 福祉保健従事者及び認知症介護に関する研修の実施
- 福祉人材確保支援事業及び介護職へのキャリア転換就労支援事業の実施
- 福祉サービス第三者評価事業の実施



基本方針5
安定した経営基盤・推進体制の強化

全県の地域福祉を総合的に推進するため、補助・委託事業の確保とともに多様な自主財源の確保、特別会員の拡大に向けた「会員拡大強化月間」などで事業所訪問にも積極的に取り組み、財政基盤の強化をめざします。

また、事業計画の点検・把握のため「事業（目標）管理シート」の充実を図り、職員の意識改革や地域福祉活動計画「あきたの幸せ・発展プラン」の進行管理にもつな

げます。

一方、社会福祉会館が開館から25年以上経過しているため、指定管理者として、利用者の安全・安心の確保に向けて計画的な修繕を進め、会館機能を活用した障害者や高齢者の交流促進、健康増進などを展開するため引き続き会館サポーターの養成・確保事業にも取り組みます。

【重点事業】

- 事業所訪問活動等による会員拡大
- 各種自主財源確保の強化
- 事業（目標）管理シートの充実
- 秋田県社会福祉会館サポーターの養成・確保

平成24年度 一般会計予算

経 理 区 分	予算額 (単位：千円)	
1 法人運営事業	83,623	23.8%
2 社会福祉大会開催、広報発行、メールマガジン配信等	2,577	0.7%
3 トータルケア事業等の市町村社協支援事業	1,579	0.5%
4 各種別協議会支援、資格取得支援等の研修事業	28,681	8.2%
5 災害ボランティアコーディネーター養成等	4,564	1.3%
6 民生委員互助共励事業	3,027	0.9%
7 共同募金配分金事業	6,001	1.7%
8 退職手当積立事業	10,526	3.0%
9 ふれあい安心電話システム推進事業	39,790	11.3%
10 県民や企業・団体等からの寄附の調整事業	2,753	0.8%
11 地域福祉推進委員会事業	8,066	2.3%
12 福祉職場の求人斡旋等の福祉保健人材センター事業	20,813	5.9%
13 福祉施設経営指導事業	5,199	1.5%
14 福祉サービス評価事業（第三者評価）	4,965	1.4%
15 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）	35,704	10.2%
16 大規模災害発生時におけるボランティア支援等	1,387	0.4%
17 介護職へのキャリア転換就労支援事業、福祉人材確保事業	88,692	25.3%
18 社会福祉会館支援サポーター確保事業	2,911	0.8%
一般会計合計	350,858	100.0%

福祉サービス第三者評価の受審料を減額しました！

平成24年度からの児童福祉施設最低基準改正に伴い、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童自立支援施設等において福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」）の受審が義務化されました。これにより、第三者評価が質の高いサービスを確保するための有効な手段であることが法的に位置づけられました。

しかしながら本県の受審状況は低調であり、本会でも平成18年度から第三者評価機関として認証されて以来、保育所3件、乳児院1件（2回）、障害児・者併設施設1件の実績に留まっております。

そこで、施設の経費的負担を少しでも軽減し、第三者評価を受審しやすい環境を整えるため、本会の評価受審料を減額しました。

①基本料金の減額 350,000円⇒200,000円

※ 基本料金のほか、施設への訪問調査（2回）、調査者同士の合議（3回）にかかる調査者3名分の交通費については、実費額を別途請求します。

※ 基本料金には、以下の料金が含まれます。

- ・ 訪問調査に係る費用（調査者3名分の報酬、保険料等）
- ・ 評価資料の通信運搬費（本会と施設、本会と調査者との宅急便代等）
- ・ 評価報告書等の資料作成代等
- ・ 評価に係る事務手数料等
- ・ 評価決定委員会の経費

②アンケート料金の減額 利用者1人あたり400円⇒300円

定員数50名施設の場合の評価料金（例）

基本料金（A）	200,000円
アンケート料金（B）	15,000円（@300×50名）
交通費（C）	11,100円（@740円×5日×3名の場合）
消費税（D）	11,305円（226,100円×5%）
評価料金合計	237,405円

※ 交通費（C）は、秋田市に自宅等がある調査者の場合で、仮に秋田県社会福祉会館と中央地区老人福祉総合エリアとの往復（1日740円）で計算した例です。実際には調査者の自宅等から施設との往復2日分、自宅等から秋田県社会福祉会館との往復3日分を計算します。

本会会員施設の場合は、さらに会員割引を適用します！

- ① 会員施設の場合、基本料金+アンケート料金から 10%割引
- ② 1法人で複数施設が同時に受審する場合、さらに 5%割引
- ③ 本会で複数回にわたり受審する場合、さらに 10%割引

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険 検索

全国200万人加入!!

ボランティア活動保険

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償



Aプランで
死亡1,400万円
入院7,000円、通院4,100円
賠償責任5億円(限度額)
を補償

活動場所と自宅
との往復途上の
事故も補償

ボランティア活動
のための
学習会・会議など
での事故も補償

ボランティア自身の
食中毒・熱中症・
特定感染症もOK

年間 保険料	基本タイプ	天災タイプ
	Aプラン 280円	490円
	Bプラン 420円	720円

◇天災タイプは基本タイプ+地震・噴火・津波を補償

*各プランの補償金額、補償内容などの詳細は、専用のパンフレットをご用意しておりますので、最寄りの社協にお問い合わせください。

ボランティア行事用保険

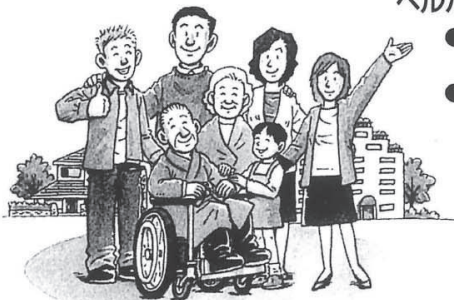
地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者(個人)を含みます。)全員のケガを補償(往復途上も含みます。)
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 障害福祉サービス
- 地域福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業 など



送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したプラン

お申込み、お問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763

(引受幹事保険会社) 日本興亜損害保険株式会社
TEL: 03 (3231) 7545

皆様の善意

〔平成24年1月～3月末〕

◎一般金銭預託◎

- 北都銀行職員組合 様 28,000円
- 協和石油株式会社 様 150,000円
- そごう西武労働組合秋田支部 様 16,367円
- 株式会社男鹿水族館 様 1,000,000円
- 秋田県書道連盟 様 50,000円
- 株式会社ジャパンビバレッジ東北 様 320,000円
- 車椅子レクダンス普及会秋田支部 様 17,715円
- 秋田銀行吹奏楽団 様 50,000円



株式会社ツルハ様 クラシエ株式会社様からの
車椅子贈呈式

◎指定金銭預託◎

マッチングギフトプログラム
車椅子購入資金として

- 株式会社NTT東日本・秋田 様 421,288円
- NTT秋田社会貢献推進会議 様 464,088円
- NTT・ME秋田事業所 様 42,800円
- リクライニング式車椅子15台とスタンダードタイプ車椅子2台を購入し県内老人福祉施設17カ所へ

◎物品預託◎

- 秋田県写真協会 様
写真153枚および写真集100冊
- 県内の老人・障害者福祉施設19カ所へ
- 秋田県雪印メグミルク会 様
スタンダードタイプ車椅子3台
- 県内の老人福祉施設3カ所へ
- あきぎん吹奏楽団 様
音楽フェスティバル招待券50枚
- 秋田市周辺の社会福祉施設6カ所および秋田県社会福祉会館利用者へ
- 秋田海陸運送株式会社 様
胡蝶蘭1鉢
- 秋田県社会福祉会館へ
- 株式会社ツルハホールディングス 様
クラシエホールディングス株式会社
スタンダードタイプ車椅子10台
- 県内の老人・障害者福祉施設10カ所へ

災害遺児愛護基金事業関係

- ◎災害遺児愛護基金事業金銭預託◎
- 秋田市交通安全母の会連絡協議会 様 7,710円
- 匿名 10,000円
- デイリーヤマザキ湯沢関口店 様 8,667円
- ◎災害遺児愛護基金事業給付金◎
- 入学祝金 8名 400,000円
- 卒業祝金 11名 550,000円

善意の募集について

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉への御寄附をお待ちしております。

◎使途・希望について◎

主に地域における社会福祉活動や障害者、ボランティア団体活動など社会福祉一般において活用する「一般寄附」と、寄附者が使途を特定する「指定寄附」があります。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先

秋田県社会福祉協議会
総務企画部
秋田市旭北栄町1-5
TEL 018・864・2711

「がん」は治す時代へ。
アフラックの「がん保険」は もっとあなたを応援します!

新登場/
生きるための
がん保険 Days

Affac

募集代理店 ナカイ株式会社 秋田支店
〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F
TEL.018-866-1761(代) FAX.018-866-1762

お客様相談窓口へ ☎ 0120-712-816

COROLLA AXIO
期待どおりの安定感に
心が落ち着くカローラアクシオ。

PASSO
助手席リフトアップシート車
助手席リフトアップシート&
手動車いす用収納装置(電動式)

豊富なバリエーションで皆様のご要望にお応えいたします!!

トヨタカローラ秋田株式会社
秋田市寺内字神屋敷 295-37 ☎018-880-1500
カローラ秋田ホームページは トヨタカローラ秋田 検索